

付 議 第 3 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、知事から、別紙のとおり、国際的な視野を有し、未来の社会を担うグローバル人材の育成を目的とした高校生の海外研修を支援するための基金事業に関する事務を教育委員会に委任することについて協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（26）知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

6 高行管第 445 号
令和 7 年 2 月 6 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、
下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

別添告示案のとおり知事の権限に属する事務の委任をするもの。

2 理由

国際的な視野を有し、未来の社会を担うグローバル人材の育成を目的とした
高校生の海外研修を支援するための基金事業に関する事務については、貴
委員会の所管する事務と一体的に執行することが効果的かつ効率的と認めら
れることから。

3 効力の発生日

協議が成立した日

参考資料 1

6 高高学第 号
令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県教育長 長岡 幹泰

事務委任の協議について（回答）

令和 7 年 月 日付け 6 高行管第 号で協議のあった事務委任については、同意します。

告

示

高 知 県 告 示 第 号

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 180 条 の 2 の 規 定 に 基 づ
き、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

令 和 7 年 月 日

高 知 県 知 事 濱 田 省 司

1 委 任 す る 事 務

国 際 的 な 視 野 を 有 し、未 来 の 社 会 を 担 う グ ロ ー バ ル 人 材 の 育
成 を 目 的 と し た 高 校 生 の 海 外 研 修 を 支 援 す る た め の 基 金 事 業 に
関 す る 事 務

2 委 任 の 相 手 方

高 知 県 教 育 委 員 会

3 委 任 す る 年 月 日

令 和 7 年 2 月 日

告 示

◎ 地 方 自 治 法 第 180 条 の 2 の 規 定 に 基 づ

く 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 委 任 （ 行 政 管 理 課 ）